平成26年4月17日（木）・18日（金）
全国子ども会連合会
事務担当者会議資料

PTA等共済法に基づく共済事業
法の制定経緯や法的根拠
～全国子ども会連合会安全共済会を考える～

文部科学省生涯学習政策局社会教育課
PTA等共済室
吉谷　正

PTA・青少年教育団体共済法と
共済事業の現状

PTA・青少年教育団体共済法の経緯

１．保険業法改正前（平成18年3月以前）

〇ＰＴＡ等は、ＰＴＡ活動中、学校管理下等における児童生徒等の災害について、共済事業を実施。

２．保険業法の改正（平成18年4月施行）

〇ＰＴＡ等の共済事業についても、保険業法の適用対象になり、保険会社の免許を受ける等の措置をとらなければ、自ら共済事業を実施することは原則として不可能になった。

〇ＰＴＡ活動中等の災害に共済金を給付するためには、平成20年4月までに、「保険会社との団体保険契約」等が必要。

〇ただし、特例民法法人となっているＰＴＡ等は、公益法人改革による新法人移行までの間（平成25年11月30日まで）は特例措置として共済事業を実施可能。

３．PTA・青少年教育団体からの要望

〇従前の共済事業を実施できる法整備を要望

（理由）「保険会社との団体契約」は、給付範囲が狭くなる、掛金が高くなる等の問題あり。

４．議員立法の成立【第174回通常国会（平成22年）】

〇平成22年５月26日　「ＰＴＡ・青少年教育団体共済法」の成立（平成22年法律第42号）

〇平成22年６月２日　公布

〇平成23年１月１日　施行

制度共済のメリット

- **法に則った事業で安定性や安心を確保**

  法律に基づき認可を受けて実施される事業であり、行政庁からの監督を受けることで、健全性が評価され、事業の安定性も高まります。

  団体として会員である保護者等に対し、事業の説明がしやすくなり、会員にとっても安心につながります。

- **安価な掛金と手厚い補償**

  既存の民間保険会社との団体契約に比べて、比較的安価な掛け金で手厚くきめ細やかな補償が可能となり、安定した事業の継続が確保できます。

- **各団体の実情に即した制度設計や運営が可能**

  一定のルールのもとで、掛け金や補償の内容について、各団体ごとにその実態に即した制度設計ができます。このほか、共済事業の中で安全普及啓発活動を行うことができます。

PTA・青少年教育団体共済法の主な規定

認可申請（第3条）

法人格（一般社団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人）
特定関係団体（理事や評議員の人数、財産の拠出、継続的な人的財政的支援）

認可審査（第7条）

財政的基礎、知識及び経験を有する使用人の確保、監事、共済規程（共済契約者等保護、差別的取扱い、公序良俗、共済掛金が合理的妥当、他）、準備金

経理・資金運用・準備金（法第10～13条）

区分経理、資金運用の制限、資産運用方法の制限、準備金

運営に関する措置等（規則第16～19条）

内部規則等、個人利用者情報の安全管理措置等、特別の非公開情報の取扱い、委託先の的確な遂行を確保するための措置

監督（第17～20条）、罰則（第26～28条）

報告又は資料の提出、立入検査、共済規程の変更命令等、認可取り消し等

PTA・青少年教育団体共済法における各規定の目的

共済契約者等の保護

業務の健全かつ適切な運営

財政の健全化

ＰＴＡ等共済法に基づく共済事業認可の状況

平成26年2月1日現在

実施時期	小中PTA・安全互助会	高校PTA・安全互助会	青少年団体
H23.4から実施	埼玉県	埼玉県	
H24.4から実施	新潟県、鹿児島県、 岩手県、札幌市、群馬県	静岡県、富山県、青森県 （鹿児島※１）	文科省（子ども会） 大阪府（子ども会）
H25.4から実施	横浜市、富山県、熊本県、 沖縄県、	神奈川県、岐阜県、岩手県、沖縄県、福岡県 （熊本県、横浜市※１）	
H26.4から実施		山梨県	文科省（ﾎﾞｰｲｽｶｳﾄ） 認可23団体
H27.4以降に実施する方向で検討中	（堺市（中高）※２）	新潟県、北海道、堺市（中高）	
実施の有無について検討中	茨城県、神奈川県、長野県、岐阜県、広島県、山口県、堺市（小）	石川県	

※1 熊本県、鹿児島県、横浜市については、ひとつの団体で小・中・高校までカバーしている。
　統計上は「小中PTA」に分類している。
※2 堺市は、団体が（小）と（中高）に分かれている。統計上（中高）は「高校PTA」に分類している。

PTA等共済の認可状況
（小・中学校PTA・安全互助会）

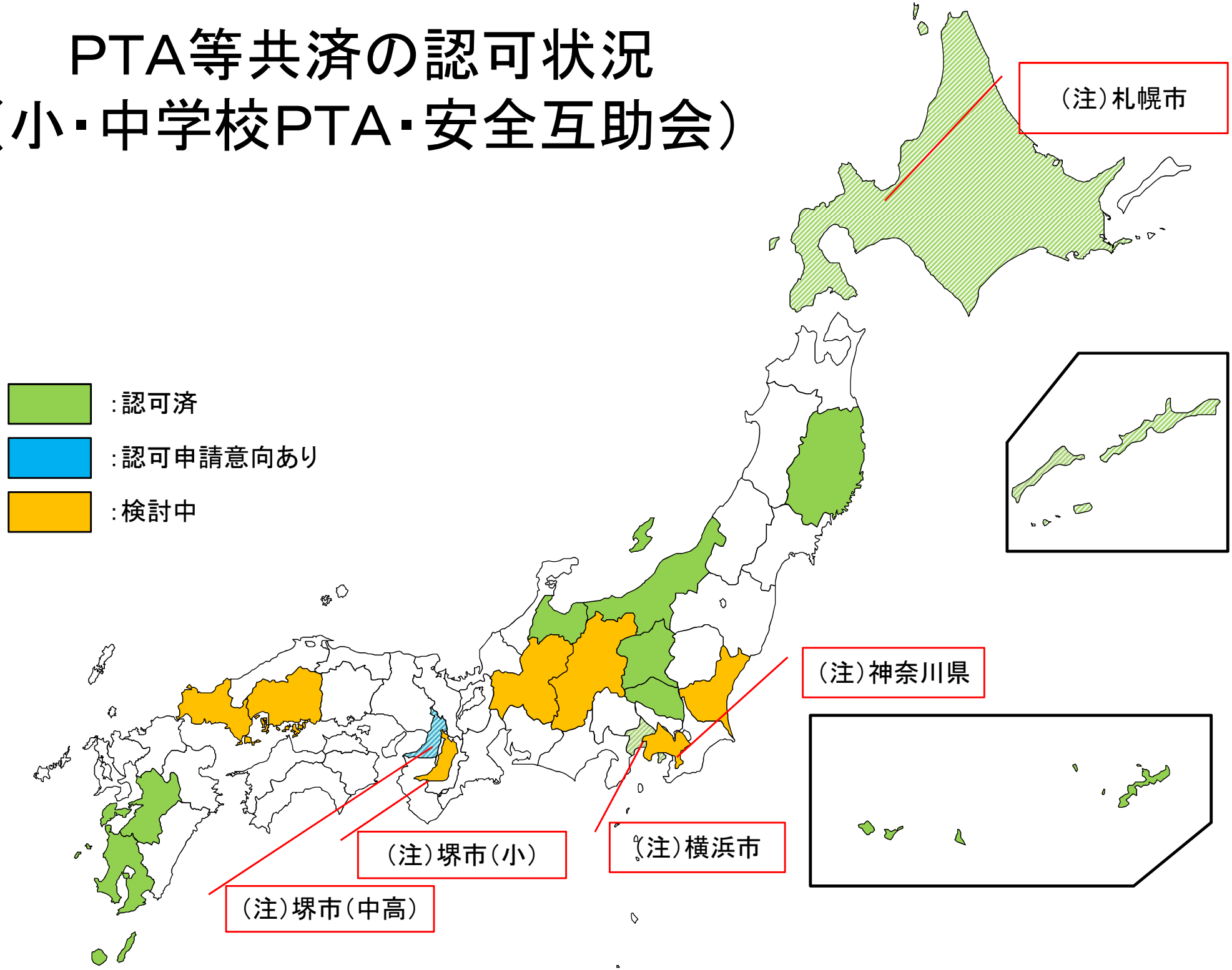

PTA等共済の認可状況
（高等学校PTA・安全互助会）

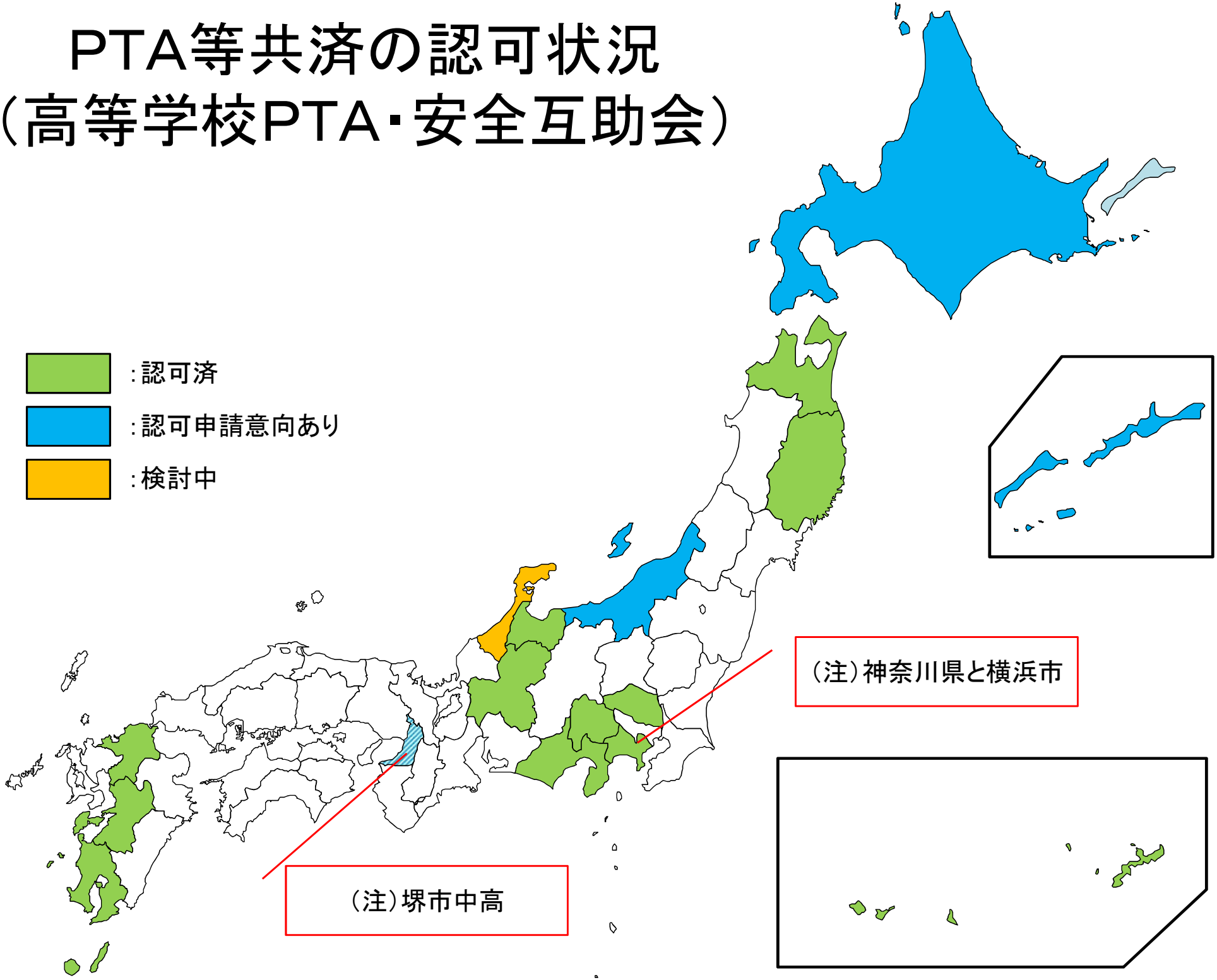

全国子ども会連合会安全共済会

～安全会から安全共済会へ～

子ども会の見舞金制度

「全国子ども会安全会」は昭和47年6月10日に子ども会活動を安心面からバックアップする制度でとして発足し、相互扶助の精神にもとづいて平成24年3月31日まで運営されてきた。

平成18年度までは死亡・後遺障害にのみ見舞金が支払われていたが、平成19年度からは子ども会活動中に被った傷害・疾病に対しても補償を行なってきた。

子ども会活動を充実発展させるための課題として取り組んできたのが、活動に伴って惹起する事故の防止と共済制度である。

（出典：全国子ども会連合会ホームページ）

安全会の制度概要

主な制度

会費：安全会会費１人あたり年額120円

補償：死亡　6,000,000円

後遺障害　70,000円～6,000,000円（後遺障害等級表による）

負傷・疾病保険医療総額の50%

（上限50万円、見舞金額1,000円以下は支給しない。）

診断書1件あたり2,000円まで支給。

運営等

全国子ども会安全会規程及び細則

全国子ども会安全会運営委員会規則、審査会規則

都道府県及び指定都市は支部。

支払は全子連（本部）、会員募集は支部が担当。

加入申込みは、加入者名簿と会費の振り込み。（県支部あて）

運営委員会及び審査委員会を本部・支部で設置。

県の審査後、全子連の審査委員会で支給決定。

「安全会」と「安全共済会」の主な違い①

	安全会 昭和47年度～平成23年度	安全共済会 平成24年度～
根拠 （適用法令）	無認可共済 （保険法の適用除外）	PTA・青少年教育団体共済法 （その他保険法等の規定）
事業	見舞金事業、安全普及啓発事業、賠償責任保険事業（見舞金の特約の位置づけ）	共済事業 ※現在、安全普及啓発事業及び賠償責任保険事業は連合会事業で実施。
収入	安全会会費120円 （内訳）安全会事業分27円、それ以外の事業分13円、県子連分80円 ※H23年度の内訳	共済掛金50円 （内訳）純掛金23円、付加共済掛金27円（業務委託費分10円含む） ※上記の他に、共済事業以外のための運営費として20円を徴収。（連合会19円、法人会計1円）
実施方法等を定める規程等	・全国子ども会安全会規程 ・全国子ども会安全会細則 ・全国子ども会安全会運営委員会規則 ・全国子ども会安全会審査委員会規則 ・全国子ども会安全会都道府県・指定都市支部運営規程 ・全国子ども会安全会都道府県・指定都市支部審査委員会規則　他	・共済規程 （事業方法書、共済約款、算出方法書） ・全国子ども会安全共済会審査基準 ・全国子ども会安全共済会審査委員会設置規程
組織	本部と支部（都道府県・指定都市）	認可団体は全子連であり、支部や事業所はなし。

「安全会」と「安全共済会」の主な違い②

	安全会 昭和47年度～平成23年度	安全共済会 平成24年度～
契約関係	4/1まで申込書、加入者名簿、会費を県子連へ。県子連から全子連へ。 その他明確な規定なし 領収書や証書なし	年度末まで契約。5月末までに加入者名簿提出と共済掛金を振込。領収書や証書あり。 共済契約の「無効」「取消」「解除」に関する規定を整備。権利義務関係を明確化。
共済期間 責任開始時期	会費を振り込んだ日の午後4時から年度末まで。	4/1～年度末まで。 途中加入の場合は、申込手続き完了の翌日から年度末まで。
掛金に関する規定	安全会27円（H23年度） 加入時期に関わらず全額徴収。 返還しない	共済掛金50円 下半期加入は40円 返還に関する規定を整備
共済金支払	支払決定後速やかに、全子連から県支部を通じて会員に支払	請求完了後60日以内に、全子連から直接被共済者に振り込み
審査	全子連及び支部	全子連
会計	特別会計 一般会計への繰入可	区分経理（共済会計と一般会計） 共済会計から一般会計への繰入禁止
準備金等積立	明確な規定なし。ただし見舞金引当資産確保	準備金、責任準備金、支払備金等法定の積立てあり。
時効	規定なし	共済金支払請求権の消滅時効は3年

共済事業の運営について

共済事業における
全子連と都道府県・指定都市子連との関係
～共済事業においてどのような関係にあるか～

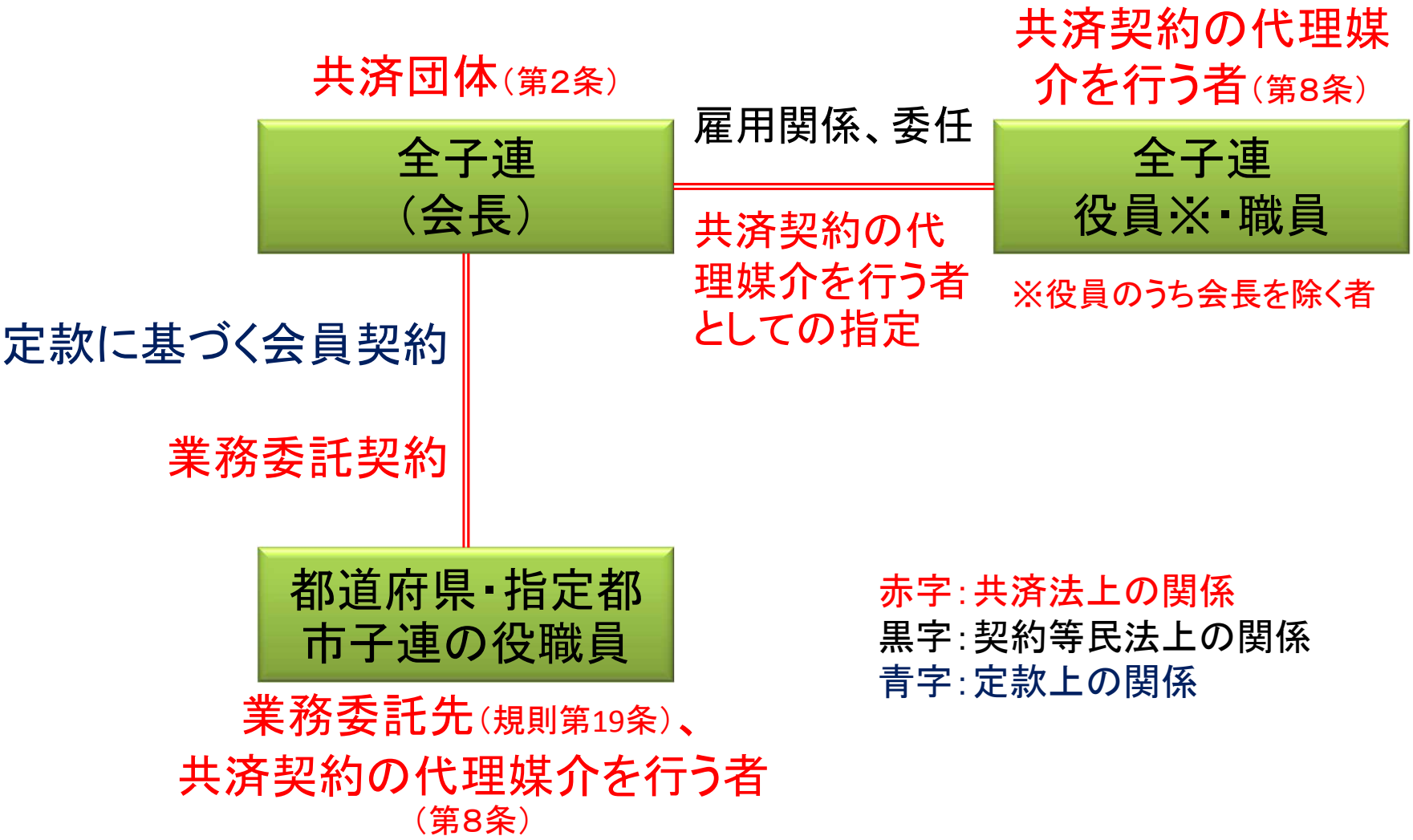

共済事業の業務委託契約書

第１条　委託業務の内容（規則第１９条関係）

第２条　共済契約の締結等に関する禁止行為（法第８条関係）

第３条　経費の取扱い（収支予算⇒共済掛金）

第４条　業務委託費（法第６条関係　共済規程（算出方法書）共済掛金）

第５条　守秘義務（規則第17条第18条関係）

第６条　損害の賠償（法第９条関係）

第７条　本契約の期間・解除

第８条　乙への文書による通知方法

第９条　本契約に定めがない場合

第10条　管轄裁判所

全子連諸規程のうち
都道府県・指定都市子連の役員及び職員に対して
直接適用されるもの（規定されているもの）

・倫理規程

（規定の例）
倫理規程前文
　この法人及び業務委託先（都道府県・指定都市子連）の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

・コンプライアンスに関する基本方針
・コンプライアンス規程
・リスク管理規程
・個人情報についての取扱ルール
・公益通報者保護規程
・共済事業の運営方針　他

業務運営上の諸注意

・「安全会」とは、取扱いが異なることを認識する。

・ＰＴＡ・青少年教育団体共済法の理解を深める。

・「共済規程」は、共済契約業務の基本となるもの。様々な取扱いを判断するにあたっては、まずは「共済規程」記載の取扱いや規定に則って判断する。特に期限等のあるものについては、厳守する。

・規程外の取扱いが生じたときは、勝手に判断せずに全子連の判断を仰ぐ。

・個人情報の管理、共済掛金の管理には、十分に注意する。

・安全共済会に関してチラシ・パンフレットを作成したり、ホームページへ掲載する場合は、記載方法に注意が必要であるので、全子連と相談する。

参考資料編

（参考資料）

会費の比較（認可の前後）

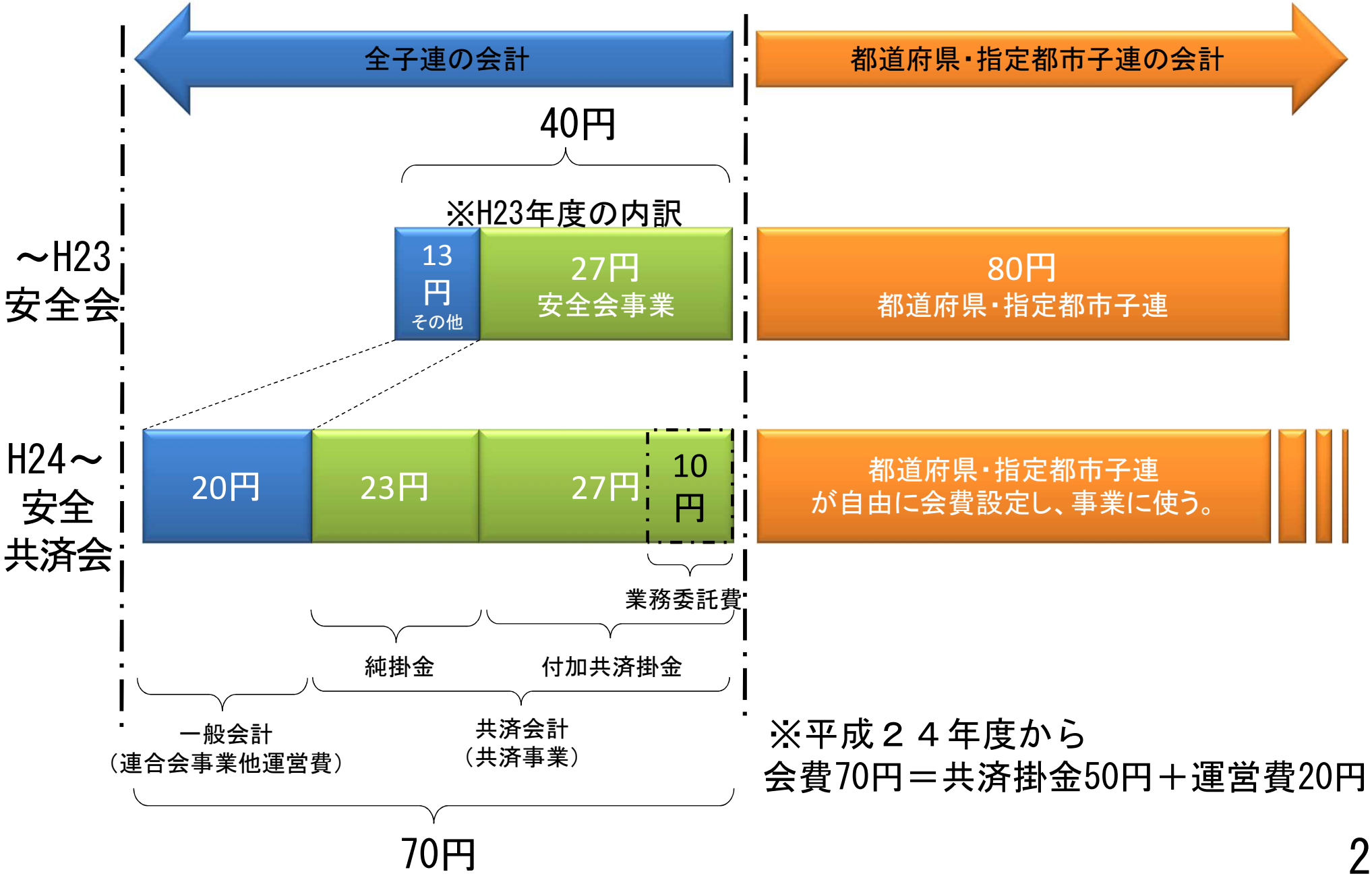

※平成２４年度から
会費70円＝共済掛金50円＋運営費20円

（参考資料）

全国のPTAや安全互助会等の最近の動向

PTA連合会から共済事業を独立

PTA連合会と安全互助会等の役員・事務局の兼務解消

任意団体の法人化

理事数、選出方法の見直し

公益認定

（参考資料）

法人化のメリット・デメリット

メリット	デメリット
法人名での活動（社会的な信用） • 不動産・車等の資産を法人名義で取得・登記できるため権利関係が明確になる • 法人名義の口座開設や法人名での契約が可能となるため社会的信用を得やすい • 代表者が変更したり死亡した場合でも煩雑な手続きやトラブルを避けることができる 行政からの補助金・助成金が受入やすくなる 決算報告書等の作成が義務づけられているため、財産等の状況が明らかになり透明性も確保できる 人材確保の面で有利	設立運営管理にコストがかかる 自由度は低下する 法人特有の事務処理、経理処理があり煩雑になる 非営利型の一般社団・財団法人の要件を満たさなかった場合、全所得に対して課税される

（参考資料）

業務処理上の工夫事例

チラシやホームページを使った周知	業務の効率化、情報発信、各種情報開示
共済法の冊子作成	業務の標準化、研修機会の確保
共済のしおり作成	業務の標準化、 周知（制度、手続き、苦情等）
各種様式への処理欄	業務の標準化、チェック機能強化
事務マニュアル	業務の標準化、事務ミスの再発防止
人員増加	マンパワー確保、チェック機能強化他